

西ノ島町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年4月

西ノ島町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

本町においては、以前より毎年4月に関係機関と連携して通学路の安全点検を実施し、必要な対策内容について協議しています。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「西ノ島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「西ノ島町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議の構成員で検討し策定しました。

◎ 西ノ島町教育委員会教育長

● 西ノ島町総務課長

西ノ島町議長

西ノ島町環境整備課長

島前交通安全協会会長

浦郷警察署長

隠岐支庁県土整備局島前事業部長

隠岐支庁水産局島前出張所長

西ノ島中学校長

西ノ島小学校長

※◎：会長、●：副会長

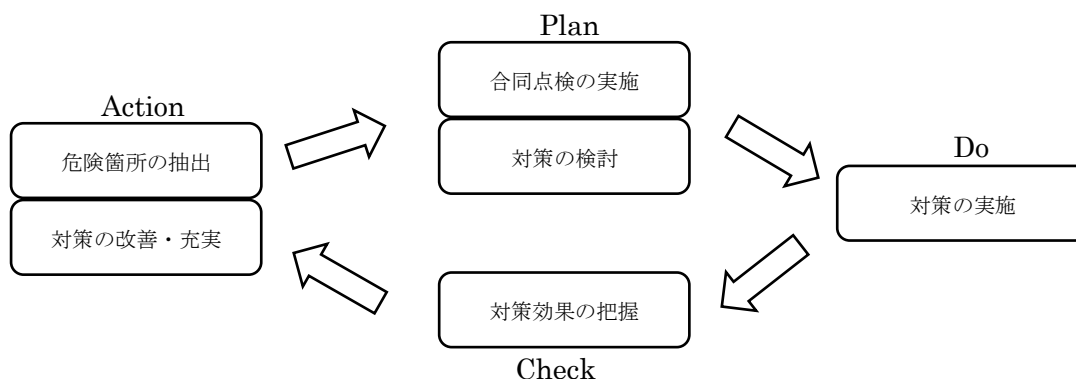
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。

【通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月に、危険箇所の抽出を行います。

(3) 合同点検

ア、合同点検の実施時期等

毎年5～6月に、危険箇所の抽出と共に合同点検を実施します。

イ、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

ウ、合同点検の体制

西ノ島町通学路安全推進会議の構成員で合同点検を実施します。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか、児童生徒や地域住民へアンケート調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所に関する情報共有

点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するために、通学路の危険箇所対策一覧表、通学路の危険箇所票、通学路対策箇所図等を作成し、公表します。

【公表資料例】

通学路の危険箇所を一覧にしたもの
通学路対策箇所を図にしたもの

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施します。